

議案第 4 号

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年 6 月 6 日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

国民健康保険事業の運営に関して被用者保険等保険者の意向を反映させるよう、国民健康保険運営協議会の委員に当該保険者を代表する委員を加えるため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1名

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。